

長崎市告示第 6 0 6 号

長崎市宿泊税システム整備費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 1 0 月 1 5 日

長崎市長 鈴木 史 朗

長崎市宿泊税システム整備費補助金交付要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、システム整備を支援し、特別徴収義務者の事務負担の軽減及び宿泊税の円滑な徴収を図るため、システム整備を実施する特別徴収義務者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市宿泊税システム整備費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和 6 3 年長崎市規則第 2 1 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、長崎市宿泊税条例（令和 4 年長崎市条例第 3 号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) システム 宿泊料金、宿泊者数等に関する情報を一元的に取り扱う管理システムをいう。
- (2) システム整備 宿泊税の税率の見直しに伴うシステムの改修又は構

築（ハードウェア及びソフトウェアの購入を含む。以下同じ。）をいう。

（補助対象事業者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、特別徴収義務者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象事業者が実施するシステム整備に係る事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る経費とし、宿泊施設ごとに算定する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、補助対象経費としない。

(1) 経常的経費

(2) 人件費、交際費、交通費、宿泊費及び飲食費

(3) 他の補助金等の交付の対象となっている経費

(4) その他社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、システムの改修にあつては30万円を、システムの構築にあつては50万円を上限とする。

（交付の申請）

第7条 規則第22条の規定により、補助金の交付の申請に当たっては、規則第3条第1項の補助金等交付申請書に代えて、長崎市宿泊税システ

ム整備費補助金交付申請書（第 1 号様式）を用いるものとする。

- 2 規則第 3 条第 1 項に規定する市長が定める期日は、令和 9 年 1 月 3 1 日とする。
- 3 規則第 3 条第 1 項第 1 号の事業計画書は、長崎市宿泊税システム整備費補助金事業計画書（第 2 号様式）とする。
- 4 規則第 3 条第 1 項第 5 号の市長が必要があると認める書類は、システム整備に係る見積書の写しとする。
- 5 規則第 3 条第 2 項の規定により、同条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する書類の添付を省略する。
- 6 市長は、規則第 6 条第 1 項の補助金等交付決定通知書に付された日以降に着手するシステム整備に係る事業を補助対象事業と認め、補助金等交付決定通知書に付された日前に着手した事業は、補助対象事業として認めない。

（補助対象事業の変更）

第 8 条 規則第 5 条第 1 項第 1 号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に補助金の交付の決定を受けたシステム整備に係る事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
 - (2) 補助対象経費の総額の 2 割以内の額の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。
- 2 規則第 5 条第 3 項の補助事業等変更中止（廃止）承認申請書に添付する書類は、長崎市宿泊税システム整備費補助金事業変更書（第 3 号様式）とする。

（交付の条件）

第 9 条 規則第 5 条第 1 項第 4 号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業に係る経費の収支を明らかにする書類、帳簿等を整備のうえ、補助年度の翌年度から起算して 5 年間保存することとする。

（申請の取下げ）

第 10 条 規則第 7 条第 1 項の別に定める期日は、規則第 6 条第 1 項の規定による通知を受領した日から起算して 14 日を経過した日とする。

（実績報告）

第 11 条 規則第 12 条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 9 年 3 月 31 日のいずれか早い日とする。

2 規則第 22 条の規定により、補助対象事業の実績報告は、規則第 12 条の補助事業等実績報告書に代えて、長崎市宿泊税システム整備費補助金事業完了報告書（第 4 号様式）を用いるものとする。

3 規則第 12 条第 2 号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 補助対象事業の内容を明らかにする関係書類（報告書、経費内訳書等）

(2) 補助対象事業の実施結果が確認できる関係書類（完了報告書、マニュアル、納品書、写真等）

(3) 補助対象経費に係る関係書類（契約書、見積書、請求書、領収書等）の写し

（財産の処分の制限）

第 12 条 規則第 19 条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「省令」という。）で定める耐用年数とする。

- 2 規則第19条第2号又は第3号に規定する市長が別に定めるものは、省令に定められた資産とする。

(委任)

- 第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和8年度の予算に係る補助金から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以後もなおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

長崎市宿泊税システム整備費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助対象事業の種別 改修 ・ 構築
- 2 交付申請金額 円
- （算定根拠）

総事業費	円
補助対象経費 (A)	円
(A) の 2 分の 1 に相当する額 (B) (1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	円
補助限度額 (C)	円
交付申請金額 (B) 又は (C) のいずれか少ない額	円

第2号様式（第7条関係）

長崎市宿泊税システム整備費補助金事業計画書

シ ス テ ム 名 称			
シ ス テ ム 整 備 ス ケ ジ ュ ー ル	① 着手予定年月日 年 月 日 ② 完了予定年月日 年 月 日 ③ その他		
システム整備内容			
宿 泊 施 設 情 報	①	施 設 名 称	
		所 在 地	〒
	②	施 設 名 称	
		所 在 地	〒
	③	施 設 名 称	
		所 在 地	〒
連 絡 先	所属		
	役職		氏名
	TEL		FAX
	E-mail		

第3号様式（第8条関係）

長崎市宿泊税システム整備費補助金事業変更書

1 変更理由

2 変更内容

(1) 補助対象事業

変更前	変更後

(2) 交付申請金額等

（単位：円）

	変更前	変更後	増減額
総事業費			
補助対象経費 (A)			
(A) の 2 分の 1 に相当する額 (B) (1,000 円未満の端数があるときは、 これを切り捨てた額)			
補助限度額 (C)			
交付申請金額 (B) 又は (C) のいずれか少ない額			

第4号様式（第11条関係）

長崎市宿泊税システム整備費補助金事業完了報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

申請者 住 所

氏 名

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

長崎市宿泊税システム整備費補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

交 付 決 定 年 月 日	年 月 日	文書番号	第 号
補 助 対 象 事 業 の 完 了 年 月 日	年 月 日		
補 助 金 の 交 付 決 定 金 額	円		
総 事 業 費	円		
自 己 資 金	円		